

只木ゼミ 後期第5問 弁護レジュメ

I. 反対尋問

1. 学説の状況β説(限定積極説)において、「実質的違法性が阻却される」とあるが、その根拠は何か。
2. 学説の状況β説(限定積極説)において、「名義人による使用と実質的に同視し得るような場合」とあるが、その限界をどのように捉えているのか。
3. 学説の検討1(1)において、「実際、本問において本件カードの会員規約として、名義人本人が使用できること、他人に譲渡、貸与、質入れ等をしてはならないことが定められていた」とあるが、検察側は規約上かかる事項が許容されていれば、犯罪は成立しないと考えるのか。

II. 学説の検討

1. α説及びβ説は以下の理由により妥当ではない。

確かに、検察側の主張するように名義人の同一性はクレジットカードシステムにおいて根幹をなす重要な要素であると言える。しかし、クレジットカードシステム自体が私的な経済取引のためのシステムに過ぎず、公的利益を含まない以上そのシステムの趣旨に反するからといってただちに刑事的制裁を与えるのは行き過ぎである。また、カードの使用について名義人の同意があれば、決済もスムーズになされ事故届も出ないから加盟店も損害を受けることはなく誰にも実質的な財産的法益侵害は発生しないにも関わらず財産犯である詐欺罪を成立させるのは妥当ではない¹。
2. 他人名義のカードを一応平穩に入手しこれを名義人を装って利用する場合、名義人自身によるカード利用の一形態であると看做すことすらできる。そして、名義人からクレジットカードの利用が許されており名義人によって利用代金の決済が行われる場合には、他人によるクレジットカードの利用によって現実の財産的な被害は発生しないといえる。また、そもそも、加盟店にとってはカードの有効・無効のみが重要であって利用者と名義人との同一性は関心ごとではなく、実際にはその確認はそれほど行われているわけではない²。

とすれば、このような場合、特に真実の名義人の使用許諾がある場合には、名義人と利用者の同一性についてしか虚偽がなく、これを直ちに詐欺罪にあたることは妥当ではない。

したがって、真の名義人の許容がある場合には名義の偽りでは欺罔行為とするに足りず、客観的にカードシステムに従った利用代金決済の意思及び能力があるように装うことが

¹ 東京地八王子支判平成8・2・26 カード犯罪・コンピュータ犯罪裁判例集130頁。

² 葛原力三『他人名義のクレジットカードを名義人を装ってしようし商品を購入する行為と詐欺罪の成否』(判例セレクト2001～2008,有斐閣,2010年)249頁。

欺罔行為であり、その限りで詐欺罪が成立すると解するのが妥当であると考えられる。
よって、弁護側はγ説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

1. 本問において X が、ガソリンスタンド B の従業員に対して、名義人 A 本人であるとして正当な利用権限があるように装い、本件カードを提示して給油を申し込んだ行為について、B 店に対する詐欺罪(246 条 1 項)が成立するか。
 - 2(1)ア. 本問において X は他人名義のクレジットカードを使用してはいるものの、それによって利用代金決済の意思及び能力があるように装ったわけではない。
そこで、このような名義の偽りが欺罔行為に該当するかが問題となる。
 - イ. この点、弁護側はγ説(消極説)を採用する。本説によっても、真実の名義人の承諾がなければ、名義の偽りが、客観的に、カードシステムに従った利用代金決済の意思及び能力があるように装う欺罔行為となるので、以下真実の名義人の承諾の有無について検討する。
 - ウ. 本問においてクレジットカードの真の名義人である A は C 以外のものに対して使用許可を与える意思を有していない。また、A はクレジットカード利用額を後日 C に支払ってもらっていたのだから、A はクレジットカードの使用を C に許可していたといっても、最終的な経済的負担を負う意思まではなかったといえる。したがって、真の名義人である A が X に対してクレジットカードの使用の承諾がない以上、名義を偽る行為は欺罔行為に該当する。
 - (2). そして、B 店の従業員は X の上記欺罔行為により、X を A と誤信しており、錯誤に陥っている。
 - (3). また、B 店の従業員は、かかる錯誤に基づいてガソリンを給油しており処分行為も認められる。
 - (4). さらに、B は X に対して給油を行っているのだから財産上の損害も認められる。
 - (5). もっとも、本問において X は、本件カードの使用を名義人 A が許可し、A においてその決済がなされるものと誤信している。そして、名義人の使用許可の有無についての行為者の認識は犯罪の成否に影響を与えるものであり、このような事実の錯誤がある場合には 38 条 1 項によって故意が阻却される。
3. 以上より、X の上記行為には B 店に対する詐欺罪は成立しない。

Ⅶ. 結論

X は B 店に対して何ら罪責を負わない。

以上